

都市ガス需給契約書（令和4年度都市ガス調達事業）

交野市（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）とは、別添のガス供給条件に基づき、ガスの需給について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が使用する都市ガスを需要に応じて供給し、甲は乙に対してその対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委任等の禁止）

第3条 乙は、業務の処理の全部又は大部分を一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。ただし、一部の場合において、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、甲は、受任者又は下請負人で、業務の処理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（契約量等）

第4条 契約するガスの年間使用予定量は別紙のとおりとする。

（ガス料金等）

第5条 甲が乙に支払うガス料金は、別表に基づき、基本料金、従量料金、原料費調整額の合計として算定された金額から、割引額を差し引いたもの（以下「割引後合計額」という。）とする。ただし、供給場所ごとに割引後合計額が負の数となる場合には、割引後合計額を0円とする。その他供給条件等は、別紙のとおりとする。

（需給場所）

第6条 ガスの供給場所は別紙のとおりとする。

（検針日）

第7条 定例検針日は託送供給約款およびその他の供給条件等、（以下、「託送約款」等と言います。）に定める検針日（検針指定日 01）とし、需給場所ごとに決める。

（契約の有効期間と効力の発生）

第8条 本契約の有効期間は、令和4年4月検針日の翌日から令和5年4月検針日までとする。

(対価の支払)

第9条 乙は、ガス料金を供給場所ごとに、月ごとに請求するものとする。

- 2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に、乙の指定する金融口座へ払い込むことにより料金を支払う。
- 3 料金が支払期日までに支払われない場合、甲は、供給条件による遅延利息を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により、期限内に業務を開始する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(違約金)

第11条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、落札金額の10/100に相

当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(乙の契約解除等)

第12条 乙は、正当な理由なく、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持等)

第13条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約に関する事項及び本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。契約期間終了後又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、適正な手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(費用負担)

第14条 本契約の締結に要する費用及び納入に要する費用は、乙の負担とする。

(その他の事項)

第15条 本契約書、供給条件及び料金表等に定めのない事項、又は、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 大阪府交野市私部1-1-1
交野市
交野市長 黒田 実

乙